

令和 8 年 7 月 22 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐 神 昌 子
(公印省略)

「令和 8 年度プラットフォーム構築に向けた AT 受入体制整備事業」の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記のとおり募集いたします。
敬具

記

1. 委託事業名
令和 8 年度プラットフォーム構築に向けた AT 受入体制整備事業
2. 事業目的
当機構では、令和 6 (2024) 年 6 月に発表したグランドデザインにおいて「2030 年度に総観光消費額 3 兆円にする」という目標を掲げており、目標達成には観光消費額の高い外国人富裕層の増加が必須である。そのためには、特別な体験と学びを旅に望む知識層を対象に、高単価であるアドベンチャートラベル (AT) の商品販売を目指す必要がある。

AT を推進するためには、地域内の多様な主体が連携したプラットフォームの構築が必要である。また、商品販売を行なう際には、海外バイヤーとの商談や販促に対応できる地域のコーディネーターが不可欠であり、対外的な窓口となる重要な存在である。

本事業では、地域のアウトドア事業者、観光関連事業者、旅行会社、自治体等の官民が連携し、地域の AT 商品を造成・販売できる体制構築を行うとともに、地域連携の核となるコーディネーターが相互の連携を深め、全道的な AT 受入体制強化に資する各般の取組を実施する。
3. 応募方法
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 主な業務委託内容
 - (1) 「受入プラットフォーム」となりうる地域の選定
 - (2) 支援パートナーの選定
 - (3) ワークショップの開催
 - (4) 商品販売体制の構築および販売の試行
 - (5) 地域プラットフォーム自走化に向けた方策の提言
 - (6) 報告会の開催
 - (7) 地域コーディネーター等の交流会の開催
 - (8) 報告書の作成
 - (9) 地域及び事業者への協力依頼
 - (10) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
5. 今後のスケジュール (予定)

7 月 22 日 (水)	事業公示
8 月 5 日 (水)	企画提案参加表明締切
8 月 17 日 (月)	企画提案書の提出期限
8 月 21 日 (金)	企画提案の審査・予定 (ヒアリング審査)、委託事業者決定
9 月上旬	契約締結・業務開始

6. 問合せ先
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
(公社) 北海道観光機構 事業本部 デスティネーション戦略部
担当： 池谷中 Email a_ikeya@visithkd.or.jp TEL 011-231-0941

以上

**令和 8 年度 プラットフォーム構築に向けた AT 受入体制整備事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

当機構では、令和 6（2024）年 6 月に発表したグランドデザインにおいて「2030 年度に総観光消費額 3 兆円にする」という目標を掲げており、目標達成には観光消費額の高い外国人富裕層の増加が必須である。そのためには、特別な体験と学びを旅に望む知識層を対象に、高単価であるアドベンチャートラベル（AT）の商品販売を目指す必要がある。

AT を推進するためには、地域内の多様な主体が連携したプラットフォームの構築が必要である。また、商品販売を行なう際には、海外バイヤーとの商談や販促に対応できる地域のコーディネーターが不可欠であり、対外的な窓口となる重要な存在である。

本事業では、地域のアウトドア事業者、観光関連事業者、旅行会社、自治体等の官民が連携し、地域の AT 商品を造成・販売できる体制構築を行うとともに、地域連携の核となるコーディネーターが相互の連携を深め、全道的な AT 受入体制強化に資する各般の取組を実施する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等の場合は下記のいずれかであること。コンソーシアムの場合は下記のいずれかで構成し、別紙協定書の写しを提出すること
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

16,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和 9 年 3 月 15 日（月）

(2) 業務スケジュール(予定)

7月22日(水) 事業公示

8月5日(水) 企画提案参加表明締切

8月17日(月) 企画提案書の提出期限

8月21日(金) 企画提案の審査・予定(ヒアリング審査)、委託事業者決定

9月上旬 契約締結・業務開始

3月15日 業務終了・実績報告書の提出

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 「受入プラットフォーム」となりうる地域の選定

ATの受入に向けたプラットフォームとなりうる地域を選定し、選定理由を挙げること。

① 目的

地域におけるAT商品の造成・販売が可能な体制の構築

② 「AT受入プラットフォーム」になりうる地域の条件

(ア) 地域でAT商品を造成できる(日帰りのアクティビティ商品を含む)

(イ) 地域においてガイド、宿泊事業者、観光協会、DMC、DMO等が連携し、地域のAT商品を販売・プロモーションを行う体制がある

③ 「AT受入プラットフォーム」になりうる地域の区分

(ア) プラットフォームとなりうる機能が発展しつつある地域:2地域

(イ) 地域コーディネーターをめざす人物が存在するなど、中長期的にプラットフォームをめざしうる地域:2地域

【参考・過年度事業の実施地域】

令和6年度 札幌、函館、旭川、網走、中標津、稚内(セミナー・ワークショップ)

令和7年度 札幌、富良野、網走、稚内(セミナー・ワークショップ)

大沼、阿寒(実地踏査型研修＝観光事業者向けフィールド研修)

(2) 支援パートナーの選定

上記7.(1)で選定した地域に対し、目的と地域の特性を勘案した上で、1地域に対し旅行会社1社およびガイド1名を提案すること。

① 目的

商品造成に関わるチーム体制の構築、商品造成や磨き上げ、商談・販売に向けた値付けや販促資料の作成など段階毎に共に考え助言を与え、海外バイヤーとの商談に対応できる「AT受入プラットフォーム」の実務パートナーとして地域を支援する。

② 「支援パートナー」になりうる事業者の条件

(ア) 旅行会社は、長期的な支援に積極的に関わる意向のある事業者を選択すること。
事業者の規模は問わない(旅行業1種・2種・3種・地域限定いずれも可とする)

(イ) ガイドはスルーガイドまたはアクティビティガイド等を想定する。

(ウ) 事業採択後に観光機構と協議の上、最終決定することとする。

③ 派遣時期

目的を達成するために最も適切な派遣回数を提案すること。

(3) ワークショップの開催

上記7.(1)で選定した地域内において、7.(2)で選定した支援パートナーの参加のもと、AT商品造成・販売に向けたワークショップを開催すること。

- ① 目的
地域内の AT 商品を造成するとともに、商談・販促のための方策を検討する。
- ② 参加者
- ・ 7. (1)で選定した地域において、AT 商品造成・販売に必要な役割を担う団体や人物を選定し、想定される参加者や団体について例示すること。
 - ・ 最終的な参加者選定は、事業採択後に観光機構と協議の上で行なうこととする。
- ③ スケジュール
- ・ ワークショップは各地域 2 回以上とする。目的を達成するために最も適切なワークショップの泊数を提案すること。
 - ・ 商品造成の進み具合等、必要があると判断した場合は事前や事後にミーティング（オンライン可）を設定すること。
 - ・ 事業期間内に造成した商品を地域で販売することを念頭に、適切な全体スケジュールを提案すること。
- ④ カリキュラム
- ・ 初回には、AT 商品（日帰りのアクティビティ商品を含む）を造成すること
 - ・ 地域内の多様な関係者が連携し、AT 商品を地域で造成・販売するために必要なカリキュラムを提案すること。
 - ・ プラットフォーム機能を果たすために必要な補助金や補助事業の申請、地域コーディネーターの育成・支援について修得できる内容を含むこと。
 - ・ 地域内の連携を促進する事業とするため、具体的な地域との連携方法について詳細に記載すること。
- (4) 商品販売体制の構築および販売の試行
上記 7. (1)の地域で造成したツアーに関し、地域における販売体制を構築し、販売の試行を実施すること。
- ① 商品タリフの作成
7. (2)のワークショップ等で造成した AT 商品（1 地域 2 本×4 地域）について商談用のタリフを作成すること。
- ② ウェブサイトへの商品掲載
- ・ 造成した商品をウェブサイト（対象地域の DMO や DMC のウェブサイト、支援パートナーの EC サイトなど）に掲載すること
 - ・ 掲載に必要な写真撮影や翻訳に係る費用も見積もりに含むこと
 - ・ 観光機構のウェブサイトへの掲載用として、テキストと画像ファイルを納品すること（入稿用シートは支給し、サイトへの掲載作業は観光機構が行なう）
- 〈観光機構のサイト 掲載ページ〉
<https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveler/tour/>
<https://visit-hokkaido.jp/en/adventure-travel/traveler/tour/>
- ③ 地域における商品販売の試行
- ・ 7. (3)のワークショップ等で造成した商品を販売するため、地域の宿泊施設や観光協会、公共交通機関等と連携し、販売体制を構築するとともに、販売を試行すること。
 - ・ 本事業は地域内連携の促進を目的としているため、販売体制の構築にあたっては、地域の連携を深めるために必要な取組についても具体的に提案すること。
- ④ 商品の販売促進
- ・ 造成した商品の販売促進を目的とした施策を提案すること。

- ・ プロモーションの対象は海外バイヤーおよび欧米豪の一般消費者とすること。
- ・ 7. (4)②のウェブサイトへ誘導できるよう留意すること。

⑤ 評価測定

- ・ 販売状況をまとめて観光機構へ報告するとともに、造成に携わった地域の関係者へフィードバックを行なうこと。
- ・ 各地域による自己評価を行なうこと。
- ・ KPI は下記のとおりとする。

一般消費者：	商品の予約 2 組または 6 名程度
国内／海外バイヤー：	商品の提案 10 社、商談 5 社

(5) 自走化に向けた方策の提言

上記 7. (2)～(4)を通じて得られた、各地域における地域プラットフォーム自走化に向けた方策の提言を行なうこと。

① 課題の抽出

AT ツアーの造成と販売に当たり、各地域における検討経過を精確に記録し、地域課題を抽出すること

② アンケート

- ・ 上記①の課題抽出後、自走化に向けた方策の検討に当たっては、地域の参加者等にアンケートやヒアリングを行うこと。
- ・ アンケートの仕様等については、観光機構と協議の上決定すること。

③ 方策の提言

上記①および②を基に、解決に向けた方策を提言すること。

(6) 報告会の開催

① 日程

令和 9 年（2027 年）2 月中旬までに開催すること。

② 会場

札幌市内とし、オンラインとのハイブリッド開催とすること。

③ プログラム

(ア) 対談

上記 7. (1)で選定した各地域から登壇者を 1 名ずつ選定し、4 者での対談を行うこと。

(イ) 講演

地域のプラットフォーム構築に関する講演を行うこととし、適切な講師を提案すること。

④ アンケートの実施

参加者向けアンケートを実施すること。仕様については採択後に別途協議とする。

(7) 地域コーディネーター等の交流会の開催

① 日程

- ・ 上記 7. (6)の報告会に併せて開催すること。
- ・ 開催日は報告会と同日、別日を問わないが、地域コーディネーターが相互に親睦を深めるための最も適当な日程を提案すること。

② 参加者

- ・ ツアーを造成した 7. (1)の地域から、各 1 名参加者を募ること。
- ・ 7. (6)の報告会登壇者と同一人物の参加を可とする。

③ 講師

道内外において、地域コーディネーターの役割を果たしている DMC や DMO の関係者等、適切な講師を提案すること。

④ プログラム

- ・ 参加者相互が各地域のプラットフォームに関する課題等を共有できるプログ

- ラム内容を提案すること
 - ・ 講師から参加者に対し、プラットフォームとしての地域連携の強化や将来的な自走化等に向けた助言を行うこと
 - ⑤ アンケートの実施

参加者向けアンケートを実施すること。仕様については採択後に別途協議とする。
 - (8) 報告書の作成

以下の内容を含む実施報告書を作成すること。

 - ① (3)～(7)を通じ AT 推進に向けた各地域の課題を抽出し、AT 商品の造成・催行・販売の自走化に向けたビジョンを作成するとともに、全道的な AT 顧客受入体制の醸成・構築に向けた課題やビジョンについて考察すること。
 - ② 7. (2)で選定した支援パートナーによるフィードバックを盛り込むこと。
 - ③ 7. (3)および(4)の事業にて実施したアンケートを取りまとめること。
 - (9) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。
 - (10) その他自由提案

(1)～(9)をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。
 - (11) 事業報告と権利関係の整理
 - ① 事業完了報告書について

A 4 版日本語で作成し、ハードコピーを 2 部提出すること。
 - ② 権利関係の整理について

作成した記事やアンケート結果等については、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
 - ③ 電子データの提出

上記①～③の内容を格納した USB メモリ 1 本と DVD-R 1 枚を提出すること。
 - ④ 事業実績報告書

報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の 2 種類を作成すること。全体報告書は印刷物 3 部及びデータ、公開用報告書は印刷物 1 部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。
8. 参加表明
- 企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。
- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 5 日（水）16：00
 - (2) 提出方法 E メール（書式は任意）
 - (3) 提出場所 デスティネーション戦略部 池谷中 a_ikeya@visithkd.or.jp
9. 企画提案書の提出
- (1) 提出書類
- ① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
 - ② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4 用紙 1 枚程度）。
 - ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
 - ④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

- ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- ・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること
- ・ 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること
- ・ 観光機構職員の旅費は積算に含まないこと
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4 判 7 部（社名あり 1 部、社名なし 6 部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和 8 年 8 月 17 日（月）16:00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光機構
事業本部 デスティネーション戦略部 池谷中
TEL 011-231-0941

10. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する

(1) 業務遂行能力

一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

(5) その他留意点

北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託している。これにより、当該事業においては赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションは実施不可であるため、提案に含めないよう留意すること。

【例】赤れんが庁舎への誘客を PR するキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1 社 1 提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は下記のとおりとする。

- (1) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- (2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- (3) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構
事業本部 デスティネーション戦略部 池谷中
Email a_ikeya@visithkd.or.jp
TEL 011-231-0941

以上

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓐ
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓑ
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓒ

